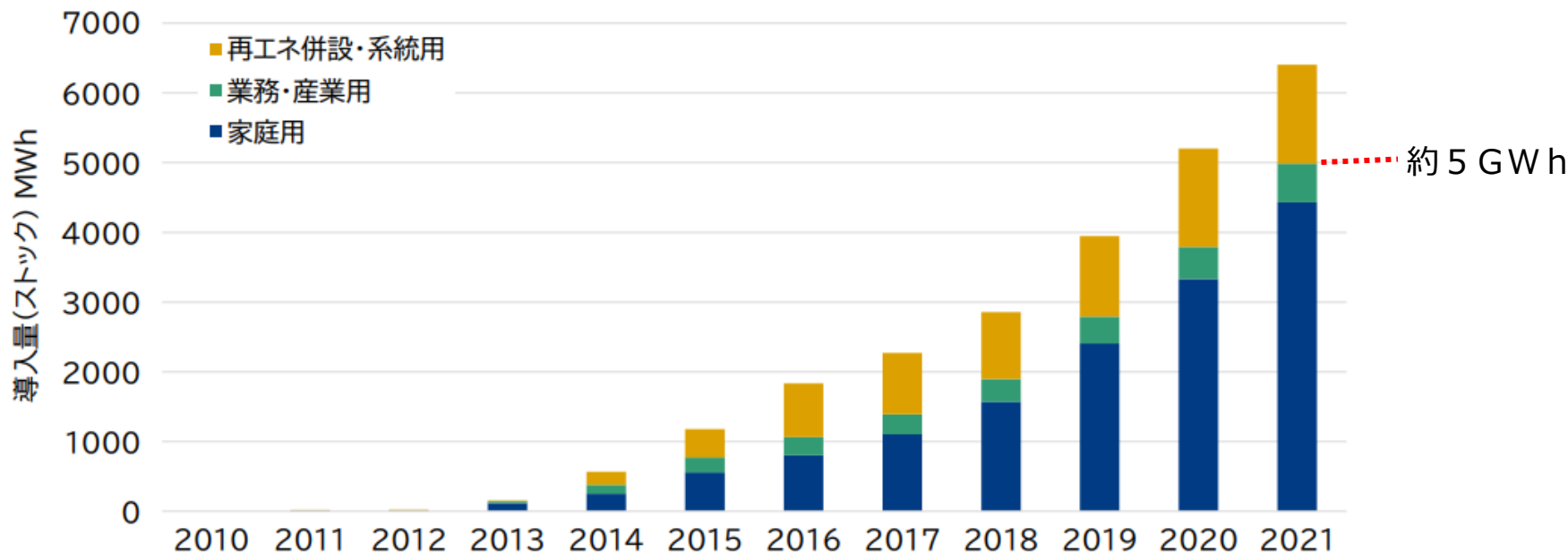


構成員提言の参考資料集

我が国における蓄電池の目標値と現状の導入実績

- 第6次エネルギー基本計画では「家庭用、業務・産業用の合計で2030年に累計約24GWh（2019年度累計の約10倍）の目標を掲げている。
- 一方、我が国の蓄電池の導入量（家庭用、業務・産業用）は現状5GWh程度。
- 現状では1/4にも達成しておらず、目標達成のため、今回の改革提言により、蓄電池の普及に向けて加速化を図る必要がある。

国内の定置用蓄電システム導入量実績(ストック*) [MWh]



一般財団法人 電気安全環境研究所 (JET) について

- 業務としては、主に、電気製品の製造・輸入事業者、販売事業者及び使用者を対象に、電気製品・電気設備に関する法令（電気用品安全法、産業標準化法等）に基づく認証試験や第三者認証業務等を行っている。
- 1993年から今回の提言書における「JET認証」（系統連系保護装置等認証※）に係る業務開始。

※業務開始当初は、「小型分散型発電システム用系統連系保護装置等に関する認証」との名称であったが、現在は、名称を変更している。

○電気用品安全法（PSE）に基づく適合性検査



電気用品安全法に基づく登録検査機関として、「特定電気用品」の適合性検査を行っています。
JETは電気用品安全法の技術基準に基づき、すべての電気用品について検査を行う体制を整えています。

○小型分散型発電システム用系統連系保護装置等の認証業務



※認証ラベルの例

太陽電池発電システム用、ガスエンジンコージェネ用、燃料電池発電システム用及び蓄電池システム用（EVを含む）の系統連系保護装置等の安全性と性能を、第三者の立場で認証する制度であり、電力系統への連系の円滑化に貢献しています。

○産業標準化法に基づく認証（JISマーク表示制度）



産業標準化法に基づく「JISマーク表示制度」の登録認証機関として、「B（一般機械）、C（電子機器及び電気機械）、G（鉄鋼）、K（化学）、T（医療安全用具）」の5分野について、JISの製品規格への適合性と製造工場の品質管理体制を確認し、認証を行っています。

○設立経緯

- 1963年に国の電気試験所から試験業務を引継ぎ、「財団法人 日本電気協会電気用品試験所」設立。電気用品取締法（現在の電気用品安全法）に基づく試験業務を開始。
- 1997年、電気安全環境研究所（JET）に名称を変更

下記資料等を基に構成員作成

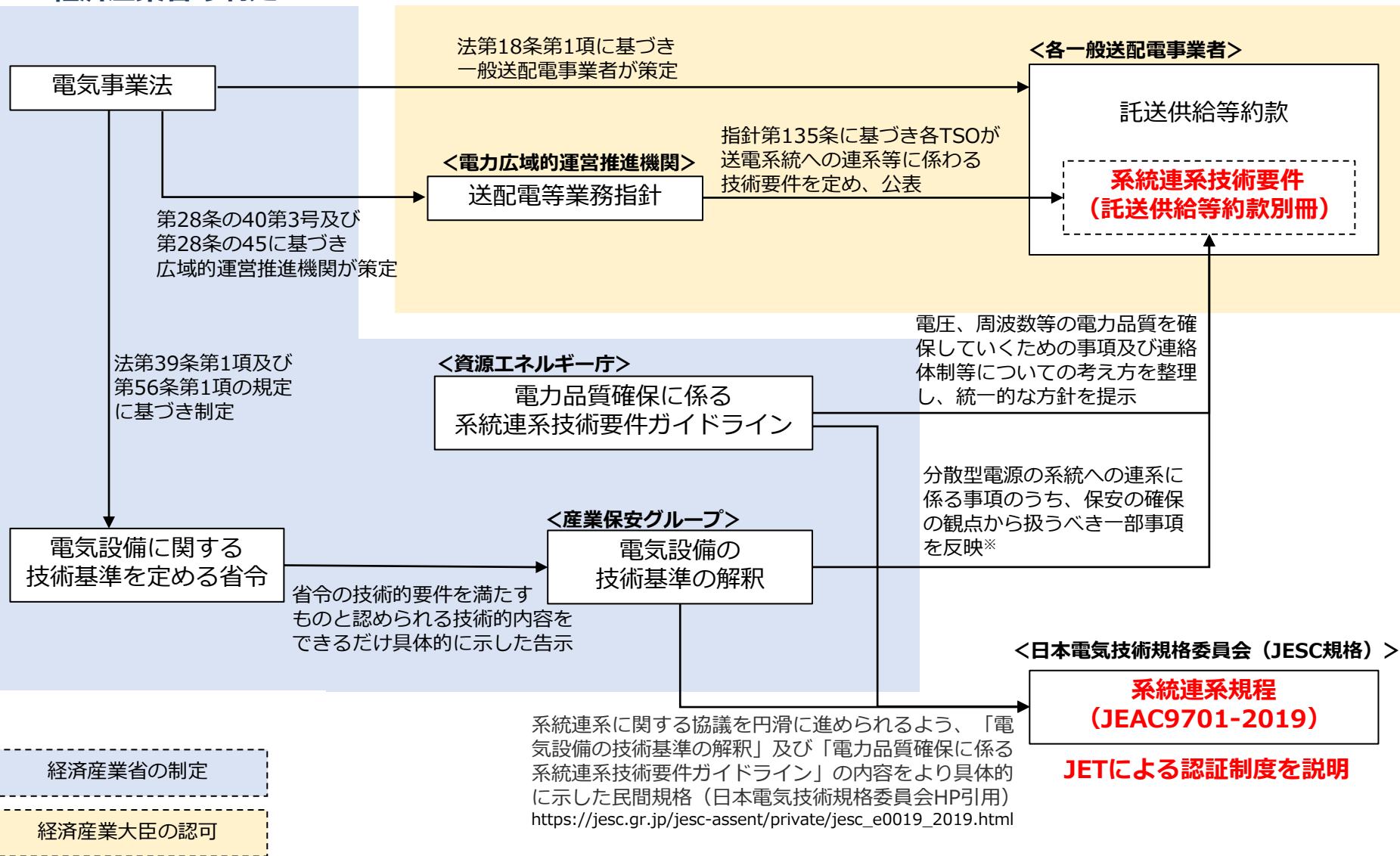
一般財団法人電気安全環境研究所のパンフレット

https://www.jet.or.jp/common/data/company/sougou_jp_202002.pdf

系統連系に関する法令、ガイドライン、指針、規格等について

経済産業省の制定

経済産業大臣の認可



赤字：第三者認証制度に関する記述があるもの（別紙）

第三者認証制度に関する記載①

○系統連系技術要件（託送供給等約款別冊）

- ・発電事業者等が託送供給等約款に基づき接続供給契約を行う際に、発電者及び需要者設備が満たすべき技術要件を、各一般送配電事業者が定め、公表しているもの。
- ・系統連系にあたり**提出すべき資料（発電プラント、構内設備、保護装置などの諸元）の代わりに、第三者認証機関発行の認証証明書による提供も可能**としている。なお、第三者認証機関の具体的説明は明示されていない。

参考：系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】（東京電力パワーグリッド（株））より抜粋

19 発電機諸元

当社の求めに応じて、次の諸元を提出していただきます。（**第三者認証機関発行の認証証明書による提供可**）

電源種	設備	諸元
共通	発電プラント	定格（定格容量、定格出力、台数、定格電圧）
		力率（定格、運転可能範囲）
		単線結線図、系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
保護装置	設置要素	
	設置場所	
	設置相数	
	解列箇所	
	整定範囲	
	整定値	
	シーケンスブロック	
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカー、型式
		単独運転検出方式、整定値
		逆変換装置の容量
風力	発電プラント制御装置	FRT 要件の適用有無
		蓄電池、ウィンドファームコントローラーの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

また、必要に応じて、記載されていない諸元等、最新の諸元等を提供していただくことがあります。

第三者認証制度に関する記載②

○系統連系規程（JEAC9701-2019）

- ・日本電気技術規格委員会（JESC）が承認する民間自主規格であり、一般社団法人日本電気協会が作成している。
- ・系統連系規程は、分散型電源の系統連系関係の業務の従事者が、系統連系に関する協議を円滑に進められるよう、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」及び「電気設備の技術基準の解釈」の内容をより具体的に示したもの。
- ・系統連系保護装置などの任意認証制度として、**電気安全環境研究所（JET）による認証制度の概要を説明しており、明示的にJETによる認証制度について記載している。**

【参考】系統連系規程[2010年追補版]抜粋

付 録

【320頁】
付録 2-1

財団法人電気安全環境研究所（JET）による 小型分散型発電システム用系統連系保護装置認証制度の概要 （平成 22 年 3 月時点）

1. 目 的

本認証制度は、主に一般家庭に設置される小型分散型発電システム用の系統連系保護装置及び系統連系用逆変換装置等（以下「系統連系装置等」といいます。）の安全性について、財団法人電気安全環境研究所（以下「JET」といいます。）が、製造事業者、流通事業者及び輸入事業者等の申込みに応じて、認証試験を実施し、電力会社と需要家との系統連系円滑化に資することを目的としております。

2. 認証制度の概要

本認証制度は、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン、電気設備技術基準及び電気用品安全法を基にして、JET が作成した認証試験基準に適合していること及びそのモデルと同等の製品を継続的に製造することができる体制にあることを確認するための工場調査を行い、合格したものを認証する制度です。

下記資料等を基に構成員作成

日本電気技術規格委員会ホームページ JESC E0019(2010) 2010年追補版
https://www.jesc.gr.jp/jesc-assent/private/jesc_e0019_e01.html